第１号様式（第７条関係）

京都市農業経営安定支援事業補助金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 令和　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の所在地（法人は、主たる事務所の所在地）〒 | 申請者の氏名(法人は、名称及び代表者名) |

京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　申請概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請区分 | * 認定農業者　　　（認定番号：　　　　　　　）
* 認定新規就農者　（認定番号：　　　　　　　）
 |
| 連絡先 | 電話番号－　　　　　－ | FAX番号－　　　　　－ |
| Eメールアドレス＠ |
| 補助申請額 | 　　　　　　　　　　　　円　※次ページ作成後、最後に記入してください。 |

※添付書類（写し可）

【共通】

□　各経費の見積書又は領収書等経費が分かる書類

（１０万円以上の機器・設備を導入する場合は、２者以上の業者から徴収した見積書等）

□　導入・修繕等する機器・設備の仕様が確認できるカタログ、図面等

□ （法人のみ）法人を証する書類（定款等）

□　導入・修繕等する機器・設備の設置場所が分かる資料（住宅地図等）

□　その他、市長が必要と認める資料（特に指示があった場合）

【本事業と同じ内容（経費）で他の補助金を申請している場合】

　□　交付申請書等の申請金額内訳が分かる書類（交付決定済みの場合は交付決定通知書の写し）

２　補助事業の内容等

（１）　事業概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施期間 | 令和　　年　　月　　日～　令和　　年　　月　　日（発注（予定）日） 　　 (機械は納品日、設備は設置完了日) |
| 事業概要 |  |
| 事業経費 | 経費内容 | 金額（税抜額） |
| 1.(1)農業用機械・設備 |  |
| 1.(2)水中ポンプ施設 |  |
| 1.(3)鳥獣被害防護柵 |  |
| 2.(1)出荷・調製・加工に係る機器・設備 |  |
| 2.(2)販売に係る機器・設備 |  |
| 合計 | （Ａ）　　　　　　　　円 |

【注意】消費税及び地方消費税相当額を抜いた金額を記載してください。見積書、領収書等に税抜価格の明記がない場合は、記載額に1.1を除した額（÷1.1）を記載してください。（小数点以下は四捨五入）

（２）　他の補助金受給等状況

　　本事業と同じ内容（経費）で他の補助金を申請・受給されている場合には、その受給額または交付決定額・申請金額等及び内容を簡単に記載ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 経費内容 | 受給・交付決定・申請金額 |
|  |  | 円 |
| 合計 | （Ｂ）　　　　　　　　円 |

（３）　補助申請額

　　【注意】（Ａ）（Ｂ）（Ｃ）（Ｄ）は千円未満の端数は切り捨てず、補助申請額欄に記載の際に千円未満を切り捨てて記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (Ａ)　　　　　　　円 | － | (Ｂ)　　　　　　　円 | ＝ | (Ｃ)　　　　　　　　　円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (Ｃ)　　　　　　 円 | ×　　　４　／　５　　　＝ | (Ｄ)　　　　　　　　　円 |

※千円未満切り捨て

|  |  |
| --- | --- |
| 補助申請額：(Ｄ)又は補助上限額（個人１００万円、法人１５０万円）のうち低い額 | （Ｆ）　　　　　　　　，０００円 |

３　誓約事項

以下のとおり申告します。

（該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。）

□ 本事業で導入・修繕等する機器・設備は、申請者本人又は申請法人が使用します。

□ 申請者は、京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

□ 申請者は、京都市農業委員会、京都府、近畿農政局等への申請資格の照会に同意します。

□ 申請者は、併給禁止の条件のある他の補助金を受給・申請していません。

□ 同一内容で国や府等に同様の補助金を申請している場合は、当該事業の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。

□ 農地法、その他事業に関係する法令を遵守します。

□ 京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。

□ 補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。

□ 本事業で導入した機器・設備等については、農業用の用途以外には使用しません。

【認定見込で申請の方のみ】

* 事業報告時点で、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）に規定する農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けられなかった場合は補助金を一括返還します。（ただし、経営開始資金等の交付期間中のため、農業経営改善計画の認定を受けられない方を除く。）

【一部対象者のみ】（汎用性の高い機器・設備等（バックホー等）を事業対象とした場合のみ記載してください。）

□ 下の機器・設備等については、残耐用年数期間の間、運行記録、業務日報など、農業の用に供していることを証する書類を作成し、保管します。

　　対象機器・設備等〔　　　　　　　　　　　　　〕

申請者の氏名(法人は、名称及び代表者名)

第２号様式（第８条関係）

京都市農業経営安定支援事業補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市指令第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当　　　　　）

令和　年　月　日付けで申請のありました京都市農業経営安定支援事業補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付予定額 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付条件 | １　補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。２　事業実施後に経費支出金額に増額があった場合でも、受給でき　る補助金の額の上限は、本交付決定通知書に記載のある交付予定　額となります。ただし、予算超過により交付申請額から減額されている場合及び他の補助金が申請どおり受給できなかった場合において、追加の予算措置があった場合にはこの限りではありません。３　本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第　３２条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。４　補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長等が定める軽微　な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長等の承　認を受ける必要があります。５　補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじ　め市長等の承認を受ける必要があります。ただし、承認の条件として、補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。６　補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等　の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指　示を受ける必要があります。７　当該補助事業により取得した機器・設備等は、適切な管理を行ってください。８　京都市補助金等の交付等に関する条例第１６条第１項に掲げる書類は、補助事業完了の翌年度から起算して１０箇年間保管してください。９　上記各号に違反した場合は、補助金の減額、交付の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。 |

（申請額から減額して交付した場合のみ表示）

|  |  |
| --- | --- |
| 減額理由 |  |
| 教　示 | 　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。　ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。 |

第３号様式（第８条関係）

京都市農業経営安定支援事業補助金不交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市指令第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当　　　　　）

令和　年　月　日付けで申請のありました京都市農業経営安定支援事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助申請額 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 不交付の理由 |  |
| 教　示 | 　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。　ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。 |

第４号様式（第１０条関係）

京都市農業経営安定支援事業補助金変更承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 令和　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の所在地（法人は、主たる事務所の所在地）〒 | 申請者の氏名(法人は、名称及び代表者名) |

京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により、下記のとおり補助事業の変更承認を申請します。

記

１　変更概要

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定日及び決定番号 | 令和　　年　　　月　　　日　　　　京都市指令　　　　　第　　　号 |
| 変　更　事　由 |  |
| 変　更　内　容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| 事業実施期間 | 令和　　　年　　　月　　　日～　　　月　　　日 | 令和　　　年　　　月　　　日～　　　月　　　日 |
| 事業経費の合計 | 円 | 円 |
| 補助金額 | （交付決定額）　円 | （変更後）※千円未満切り捨て　　　　円 |

※添付書類（写し可）

□　各経費の見積書又は領収書等経費が分かる書類

□　導入・修繕等する機器・設備の仕様が確認できるカタログ、図面等

□　機器・設備の設置場所が分かる資料（住宅地図等）

□　その他、市長が必要と認める資料（特に指示があった場合）

【本事業と同じ内容（経費）で他の補助金を申請している場合】

* 交付申請書等の申請金額内訳が分かる書類（交付決定済みの場合は交付決定通知書の写し）

２　変更後の補助事業の内容等

（１）　事業概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施期間 | 令和　　年　　月　　日～　令和　　年　　月　　日（発注（予定）日） 　　 (機械は納品日、設備は設置完了日) |
| 事業概要 |  |
| 事業経費 | 経費内容 | 金額（税抜額） |
| 1.(1)農業用機械・設備 |  |
| 1.(2)水中ポンプ施設 |  |
| 1.(3)鳥獣被害防護柵 |  |
| 2.(1)出荷・調製・加工に係る機器・設備 |  |
| 2.(2)販売に係る機器・設備 |  |
| 合計 | （Ａ）　　　　　　　　円 |

【注意】消費税及び地方消費税相当額を抜いた金額を記載してください。見積書、領収書等に税抜価格の明記がない場合は、記載額に1.1を除した額（÷1.1）を記載してください。（小数点以下は四捨五入）

（２）　他の補助金受給等状況

　　本事業と同じ内容（経費）で他の補助金を申請・受給されている場合には、その受給額または交付決定額・申請金額等及び内容を簡単に記載ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 経費内容 | 受給・交付決定・申請金額 |
|  |  | 円 |
| 合計 | （Ｂ）　　　　　　　　円 |

（３）　補助申請額

　　【注意】（Ａ）（Ｂ）（Ｃ）（Ｄ）は千円未満の端数は切り捨てず、補助申請額欄に記載の際に千円未満を切り捨てて記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (Ａ)　　　　　　　円 | － | (Ｂ)　　　　　　　円 | ＝ | (Ｃ)　　　　　　　　　円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (Ｃ)　　　　　　 円 | ×　　　４　／　５　　　＝ | (Ｄ)　　　　　　　　　円 |

※千円未満切り捨て

|  |  |
| --- | --- |
| 補助申請額：(Ｄ)又は補助上限額（個人１００万円、法人１５０万円）のうち低い額 | （Ｆ）　　　　　　　　，０００円 |

第５号様式（第１１条関係）

京都市農業経営安定支援事業補助金概算払請求書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 令和　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の所在地（法人は、主たる事務所の所在地）〒 | 申請者の氏名(法人は、名称及び代表者名) |

京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり概算払を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定日及び決定番号 | 令和　　年　　　月　　　日京都市指令　　　　　第　　　号 |
| 概算払申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 概算払を請求する理由 |  |

※概算払の上限は、交付予定額の1/3以内です。

第６号様式（第１２条関係）

京都市農業経営安定支援事業補助金中止・廃止承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 令和　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の所在地（法人は、主たる事務所の所在地）〒 | 申請者の氏名(法人は、名称及び代表者名) |

京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱第１２条の規定により、下記のとおり事業の中止（廃止）を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定日及び決定番号 | 　　　　　　　令和　　年　　　月　　　日　　　京都市指令　　　　　第　　　号 |
| 交付決定通知書の額 | 円 |
| 中止（廃止）する補助事業内容 |  |
| 中止（廃止）する理由 |  |

第７号様式（第１３条関係）

京都市農業経営安定支援事業補助金事業実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 令和　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の所在地（法人は、主たる事務所の所在地）〒 | 申請者の氏名(法人は、名称及び代表者名) |

　京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱第１３条の規定により、下記のとおり事業の実績を報告します。

記

１　申請概要

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定日及び決定番号 | 　　　　　　　　　令和　　年　　　月　　　日　　　　　京都市指令　　　　　第　　　号 |
| 交付決定通知書の額 | 円　　　　　　　　　　　　　　　　　  |
| 補助申請額 | 　　　　　　　　　円　※次ページ作成後、最後に記入してください。 |

※添付書類（写し可）

　□　各経費の支出金額を確認できる書類（請求書、領収書等）

　□　導入・修繕等した機器・設備の納品書、完了届等

　□　機器・設備を導入・修繕等したことが分かる写真

　□　財産管理台帳（５０万円以上の機器・設備等を取得した場合のみ）

□　その他、市長が必要と認める資料（特に指示があった場合）

【本事業と同じ内容（経費）で他の補助金を申請している場合】

　□　交付申請書や交付決定通知書等の申請金額内訳が分かる書類

（交付申請以後に他の補助金を申請した場合又は申請内容に変更があった場合）

２　補助事業の内容等

（１）　事業概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施期間 | 令和　　年　　月　　日～　令和　　年　　月　　日（発注日） 　　 (機械は納品日、設備は設置完了日) |
| 事業概要 |  |
| 事業経費 | 経費内容 | 金額（税抜額） |
| 1.(1)農業用機械・設備 |  |
| 1.(2)水中ポンプ施設 |  |
| 1.(3)鳥獣被害防護柵 |  |
| 2.(1)出荷・調製・加工に係る機器・設備 |  |
| 2.(2)販売に係る機器・設備 |  |
| 合計 | （Ａ）　　　　　　　　円 |

* 総事業費については、交付（変更）申請時と同額または５分の１以内の増減であること。

【注意】消費税及び地方消費税相当額を抜いた金額を記載してください。見積書、領収書等に税抜価格の明記がない場合は、記載額に1.1を除した額（÷1.1）を記載してください。（小数点以下は四捨五入）

（２）　他の補助金受給等状況

　　本事業と同じ内容（経費）で他の補助金を申請・受給されている場合には、その受給額または交付決定額・申請金額等及び内容を簡単に記載ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 経費内容 | 受給・交付決定・申請金額 |
|  |  | 円 |
| 合計 | （Ｂ）　　　　　　　　円 |

（３）　補助申請額

　　【注意】（Ａ）（Ｂ）（Ｃ）（Ｄ）は千円未満の端数は切り捨てず、補助申請額欄に記載の際に千円未満を切り捨てて記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (Ａ)　　　　　　　円 | － | (Ｂ)　　　　　　　円 | ＝ | (Ｃ)　　　　　　　　　円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (Ｃ)　　　　　　 円 | ×　　　４　／　５　　　＝ | (Ｄ)　　　　　　　　　円 |

※千円未満切り捨て

|  |  |
| --- | --- |
| 補助申請額：(Ｄ)又は補助上限額（交付決定額）のうち低い額 | （Ｆ）　　　　　　　　，０００円 |

* 補助金額については、交付（変更）申請時と同額または５分の１以内の減額であること。

３　誓約事項

以下のとおり誓約します。

（該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが交付対象です。）

□　同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。

□　京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。

□　京都市農業経営安定支援事業補助金の実績を報告するに当たり、記載事項及び関係書類において一切虚偽のないことを誓約します。なお、虚偽が判明した場合は、補助金を一括返還します。

申請者の氏名(法人は、名称及び代表者名)

第８号様式（第１４条関係）

京都市農業経営安定支援事業補助金交付額決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市指令第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当　　　　　）

　令和　　年　　月　　日付けで提出されました京都市農業経営安定支援事業補助金に係る実績報告書については、内容を審査した結果、京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱第１４条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。つきましては、交付額に基づく請求書を提出してください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定日及び決定番号 | 　　　　　　　令和　　年　　　月　　　日　　　京都市指令　　　　　第　　　号 |
| 交付額 | 円 |

第９号様式（第１６条関係）

取得財産等処分承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 令和　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の所在地（法人は、主たる事務所の所在地）〒 | 申請者の氏名(法人は、名称及び代表者名) |

　京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱第１６条第２項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定日及び決定番号 | 令和　　年　　　月　　　日　　　　　京都市指令　　　　　第　　　号 |
| 取得財産の種類 |  |
| 取得年月日 |  |
| 取得価額 | 円 |
| 補助金交付額 | 円 |
| 処分の方法 | □ 転用　□ 譲渡　□ 交換　□ 抵当権の設定　□ 廃棄 |
| 処分の理由 |  |
| 添付書類 | □ 現況のわかる写真や資料等□ その他、市長が特に必要と認める書類（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |